



《将来に向けた取組方針》

「住友林業グループは、創業以来、森を育てる実体験を通じて、木の素晴らしさと自然の恵みの大切さを学んできました。自然を愛する企業として環境と経済を両立させ、持続可能な社会の実現に貢献する事業活動を行います。」を前文とする住友林業グループ環境方針は、その第1項に「木や森を軸とした事業展開」を掲げ「豊かな生態系を支え、森林機能を維持・向上させる森を育成し、生物多様性の保全や木の積極的活用を図るとともに、新たな価値の創造に取り組みます。」と宣言し、生物多様性への取り組み方針としています。

住友林業は、日本国内に約4.8万ヘクタール（国土面積の約800分の1）の社有林を保有、PEFCと相互認証された日本の森林認証制度SGECを全社有林で取得し生物多様性保全などが適正に管理されていることを第三者から評価されています。社有林は、木材生産を重視する「経済林」と環境保全を重視する「環境林」に区分しています。また、絶滅が危惧される動植物のリスト「レッドデータブック」を作成し、山林管理に従事する者に配布、教育を行い、施業時には適切な対応をしています。多様な生物が生息する水辺では、「水辺林管理マニュアル」のもと適切な管理に努めています。

緑化事業では、生物多様性保全のため、生態系や遺伝子系統に対する影響などを踏まえ、植栽地に応じた緑化植物を選択しています。



2019年5月、従来より強化した木材調達の持続可能性評価基準を運用開始しました。森林認証材・認証過程材、植林木材、天然林材でその森林の施業・流通が持続可能であると認められるもの（転換林由来材を除く）、リサイクル材を「持続可能な木材及び木材製品」と定義しました。